

令和6年度みえのさと体験推進事業業務委託企画提案コンペに係る質問・回答

農山漁村づくり課

質問1

仕様書にモニターツアー300名と記載がありますが、ツアーを開催するというよりも、申し込んでくれた方にモニター料金で販売するので、アンケート回答してくださいという認識でよろしいのでしょうか。

回答

受託者において、農泊コンテンツの販売価格を安価にするなどし、集客目標を見込める選択式周遊プランを造成してください。

本事業では造成した選択式周遊プランに参加することをモニターツアーとしています。

また、モニターツアーに参加者に対し、アンケート調査を行ってください。

質問2

大型集客施設等ということで県が例示している「観光レクリエーション入込客数推計書」には個別の宿泊施設名がないが、どういう基準で判断すればよいか。

回答

「観光レクリエーション入込客数推計書」において、個別の宿泊施設名がないが、「〇〇市旅館街」等、地域として宿泊施設が挙げられている場合で、その地域に該当していると判断できる場合は大型集客施設等として扱っていただくことが可能です。

なお、大型集客施設等は宿泊施設に限りませんので可能な限り幅広く提示をお願いします。

(次ページへ続く)

質問3

モニターツアー実施において県と募集方法等を協議の上、実施を行い、集客目標300名に到達する場合、打ち切りでいいか。
また集客目標に届かない場合、どうすればよいか。

回答

集客目標300名に達した場合は、打ち切りで構いません。
また、集客目標ですので必達ではありませんが、目標を達成できるよう県と連携を密にとりながら業務実施をお願いします。

質問4

モニターツアー実施の際、意図せず参加者が特定の地域に偏ってしまった場合でも各エリアにつきそれぞれ1つ以上の周遊プラン紹介は必須となるのか。

回答

モニターツアーが特定の地域に偏りが見られた場合、その他の地域の周遊プラン申込状況に応じて、県と協議を行いながら紹介プランを作成いただきます。